

医療情報連携・保全基盤推進事業

平成24年度概算要求「日本再生重点化措置」要望事業：20億円

質の高い地域医療連携を推進するため、情報連携基盤を整備

医療情報連携

IT戦略本部の「新たな情報通信技術戦略(平成22年5月)」は「シームレスな地域連携医療の実現」として、切れ目の無い医療情報連携を実現することにより、地域の医療サービスの質の向上を目指すことが明記されている。

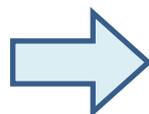
そのような地域医療連携における診療情報の受け渡し方法として、従来の紙やCDによるものに代わり、オンラインでの情報連携やデータ相互閲覧が期待されている。

しかし、部門システム間の通信規約やコード体系等は標準化が進んでいるものの、システム内部での情報の扱い方や記録方式はそれぞれ異なるため、別の医療機関のシステム内データは単純に回線をつなぐだけでは閲覧できない。

医療情報の保全

IT戦略本部の「医療情報化に関するタスクフォース」の報告書(2011年5月)には、災害対策として、遠隔地への医療情報のバックアップが有効であることが明記されている。

特に東日本大震災では、それまでの診療データが失われ、適切な医療の継続が困難になった例が多く見られたことから、診療情報の保全がこれまで以上に重要視されている。

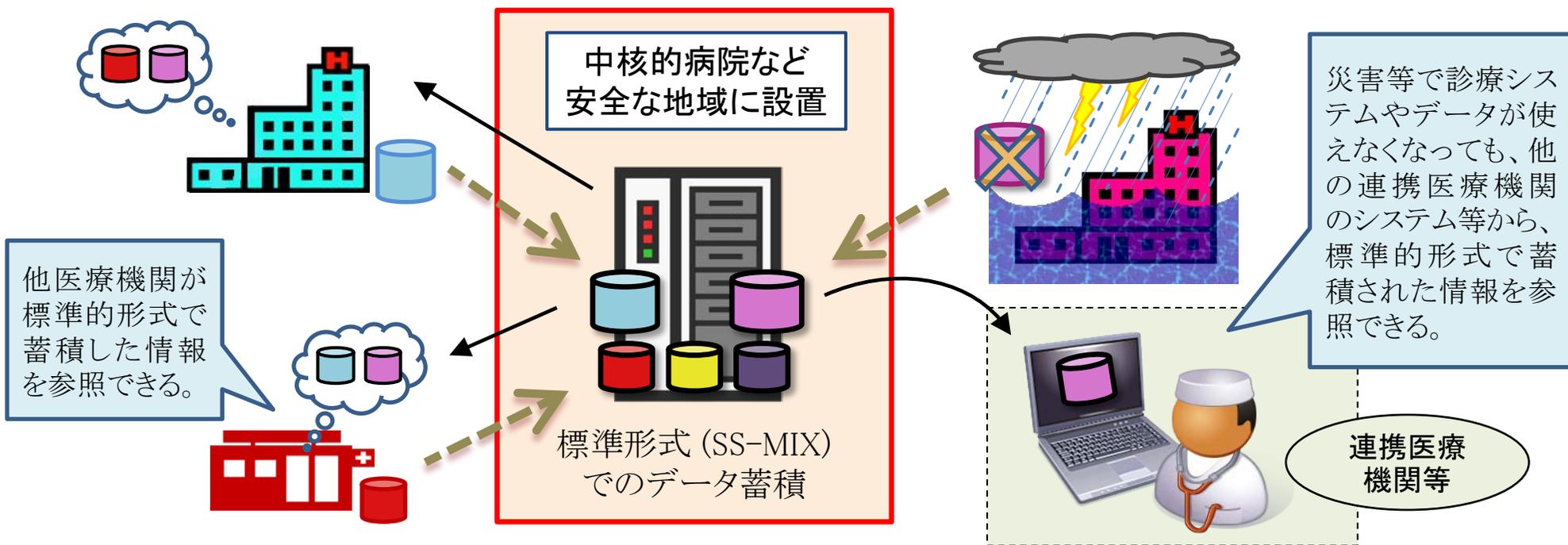


標準的な形式による**診療データ蓄積基盤**の導入により
これらの課題の解決をはかる。

医療情報連携・保全基盤推進事業

- 医療機関が診療データを標準的な形式で外部保存することにより、連携する医療機関がデータを相互閲覧できる。
- 標準的な形式で保存されるデータはバックアップとしても利用可能で、これを安全な地域(中核的病院など)に設置することにより、災害時などの非常時にも対応が可能。

※地域医療連携数 病院：約 5病院
診療所：約 30施設 } 20地域



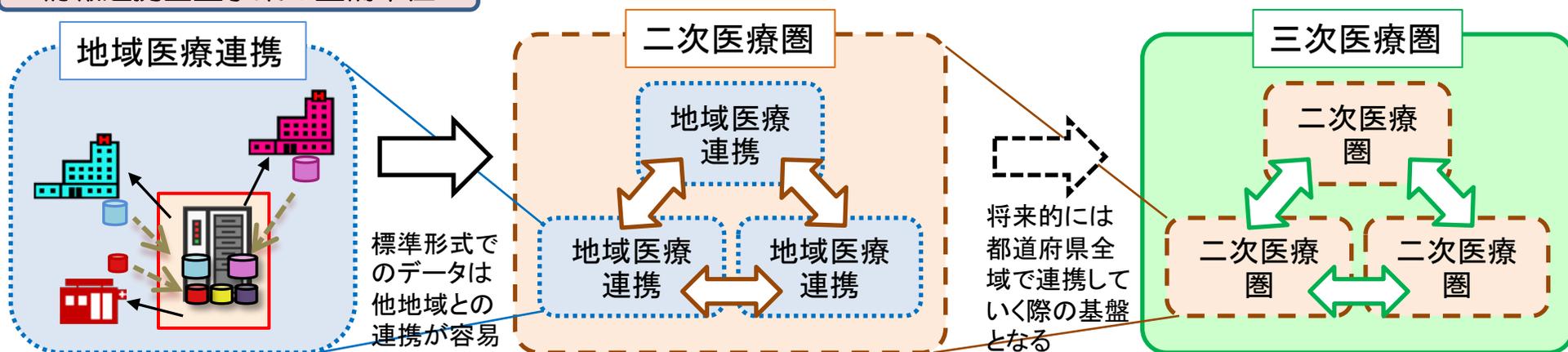
医療情報連携・保全基盤推進事業の必要性と整備単位

情報連携基盤事業の必要性

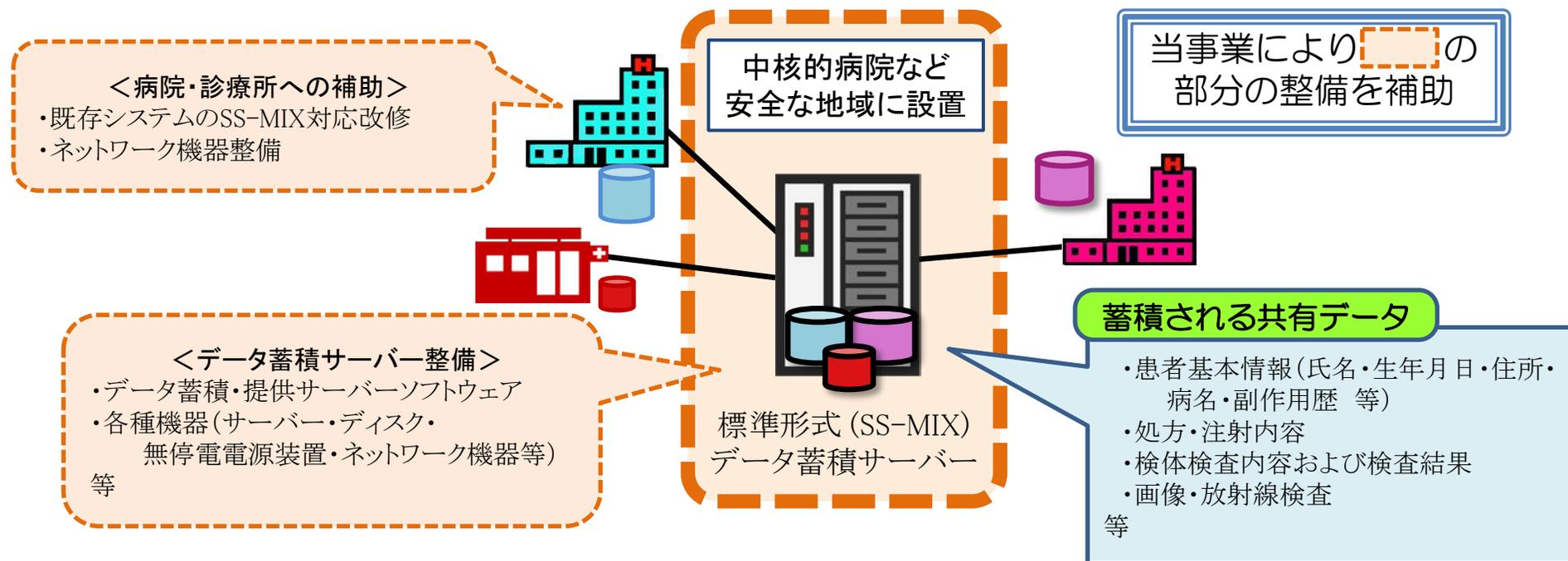
- ・「新たな情報通信技術戦略(平成22年5月)」は「シームレスな地域連携医療の実現」として、「医療情報システム等の普及と標準化の推進を行う」とされている。
- ・平成22年2月に診療情報の外部保存委託が可能となり、更に東日本大震災を受けて、診療データの医療機関間での相互閲覧の気運が高まっている。しかしその際、他地域との互換性が考慮されず、地域毎に独自の仕組みが構築される動きがある。
- ・医療機関がどのベンダーの診療システムを採用していようと地域連携に参加できるようにするため、また、将来的な広域連携を円滑かつ最小限の費用で実現するためには、標準形式(SS-MIX)でのデータ蓄積を介した連携の仕組みを厚生労働省が示し推進していくことが望ましい。

このため、厚労省が早急にかつ率先して推進を行って行く必要がある。

情報連携基盤事業の整備単位



医療情報連携・保全基盤推進事業の整備イメージ



《期待される効果》

- ・各医療機関が上図右の各診療データを標準的形式でデータサーバーに蓄積することで、紹介された患者について、紹介元の医療機関で蓄積された過去の診療情報を紹介先の医師が患者同意のもとで参照できるようになり、より適切で無駄のない医療提供が行える。
- ・前述のデータ蓄積サーバーに診療データの蓄積を行うことで、バックアップとしての機能も兼ねることができ、災害や設備・システムの不具合などの際にも速やかに診療データの参照が可能となる。